

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 25日	
(宛先) 前橋市長 様	
提出者	
住 所 群馬県前橋市富士見町小暮2420番地	
氏 名 有限会社 須田工業	
代表取締役 須田 哲子	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0 2 7 - 2 8 8 - 5 5 0 8	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	有限会社 須田工業
事業場の所在地	群馬県前橋市富士見町小暮2420番地
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業 (D06 総合工事業)
②事業の規模	818,049,000 円 (令和 5年度 元請完成工事高)
③従業員数	30人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 処理工程

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

代表取締役(廃棄物処理統括責任者)

安全・環境管理責任者

工事部

(部門責任者)

廃棄物管理責任者
作業所環境責任者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	木くず
	排出量	3366.34 t	100.80 t	3.40 t	198.01 t
	(これまでに実施した取組) 分別解体と分別処理を徹底して、再資源化と適正処理に努める。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	木くず
	排出量	3,000 t	80.0 t	3.00 t	150.0 t
	(今後実施する予定の取組) 分別解体と分別処理の徹底を実施する。				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 排出現場での分別解体の徹底
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の分別と混合廃棄物の削減を実施する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	木くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	3327.4 t	15.84 t	1.19 t	131.87 t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物を出来る限り分別して再利用・再資源化出来るように努める。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	木くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	3000.0 t	10.0 t	1.0 t	100.0 t
	(今後実施する予定の取組) 廃棄物をできる限り分別して再利用・再資源化出来るように努力します。				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1.33 t	64.92 t
	(これまでに実施した取組) 適正処理を実施し減量する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1.00 t	50.00 t
	(今後実施する予定の取組) 適正処理を実施する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.85 t	84.96 t	38.94 t
	(これまでに実施した取組) 埋立量の減量に努める。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.50 t	80.00 t	30.0 t
	(今後実施する予定の取組) 埋立量の減量に努力する。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	
	全処理委託量	0.03 t	1.22 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	—	—	
	再生利用業者への処理委託量	0.03 t	1.22 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	
	(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	
	全 処 理 委 託 量	0.01 t	1.00 t	
	優良認定処理業者 への処理委託量	—	—	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0.01 t	1.0 t	
	認定熱回収業者 への処理委託量	—	—	
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	—	—	
	(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【 産業廃棄物の一連の処理工程 】

(自社廃棄物処理場)

廃棄物の種類	中間処理	最終処分	再生・売却
廃プラスチック類	焼 却	燃え殻・ばいじん (委託) 焼成	焼却灰のリサイクル(建材化)
	選別破碎	再 生	プラスチック原料
		埋立(安定型)	※※※
木くず	焼 却	燃え殻・ばいじん (委託) 焼成	焼却灰のリサイクル(建材化)
	選別破碎	再 生	家畜敷料等
ガラスくず及び陶磁器くず	破 碎	再 生	路盤材等
	選別破碎	再 生	路盤材等
		埋立(安定型)	※※※
がれき類	破 碎	再 生	路盤材等
	選別破碎	再 生	路盤材等
		埋立(安定型)	※※※
(石綿含有産業廃棄物) 廃プラスチック類 がれき類 ガラスくず及び陶磁器くず	...	埋立(安定型)	※※※

(現地自社処理)

がれき類	破碎(移動式)
ガラスくず及び陶磁器くず	破碎(移動式)

現場各所
(解体工事等)

